



ねん　れい　わ　ねん　がつ　せ　こう
2021年(令和3年)4月施行

とよ　た　し　ち　いき　きょう　せい　しゃ　かい　じつ　げん　む
豊田市地域共生社会の実現に向けた
 そう　ご　り　かい　そく　しん　およ　い　し　そ　つう　えん　かつ　か
相互理解の促進及び意思疎通の円滑化
 かん　じょう　れい
に関する条例ができました



りやくしょう　そう　ご　り　かい　い　し　そ　つう　かん　じょう　れい
略称：相互理解と意思疎通に関する条例



ひろ　めん　せき　とよ　た　し　せ　かい　てき　き　ぎょう　りつ　ち　こく　ない　がい　さま　ざま　ひと　あつ
 広い面積の豊田市は、世界的な企業が立地し、国内外から様々な人が集ま
 り・暮らすまちです。

じ　ぶん　い　この　よう　な　ま　ち　に　お　い　て、障　が　い　や　国　籍　、年　齢　等　に　関　係　な　く、誰　も　が　安　心　し
 て　自　分　ら　し　く　生　き　ら　れ　る　地　域　共　生　社　会　が　実　現　で　き　た　ら、さ　ら　に　暮　ら　し　や　す　く　な
 る　こ　と　で　し　よ　う。

り　かい　ふ　か　た　が　い　し　つ　た　あ　か　ん　き　よ　う　は　い　り　よ　ひ　つ　よ　う　ひと
 その　ため　に　は、この　ま　ち　に　関　係　す　る　私　た　ち　全　員　で、配　慮　を　必　要　と　す　る　人　へ　の
 理　解　を　深　め、お　互　い　に　意　思　を　伝　え　合　え　る　環　境　を　つ　く　つ　て　いく　こ　と　が　重　要　です。
 地　域　共　生　社　会　の　実　現　に　向　け　て、でき　る　こ　と　か　ら　一　緒　に　取　り　組　ん　で　い　き　ま　し　ょ　う。

この条例での要配慮者は、

「障がい者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた配慮が必要な者」と定義しています。

障がい者

聴覚障がい



全く聞こえない人、聞こえにくい人がいます。さらに、言語障がいを伴う人とほとんど伴わない人がいます。声に出して話せる人でも、聞こえない人もいます。また、補聴器等を使用しても障がいがない人と同じ聴力になるわけではありません。

必要な配慮 → 手話、要約筆記、筆談、字幕、

聴こえの補助など

精神障がい、知的障がい、発達障がい、重症心身障がいなど障がいの特性によって意思を伝える方法は異なるため、障がいの特性に応じた配慮が必要となります。



視覚障がい

全く見えない人、見えにくい人がいます。見えにくい人の中には、見える範囲が狭い、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、特定の色が分かりにくい人などがいます。
必要な配慮 → 点字、音訳、代筆、代読、触覚を使った意思疎通など



※詳しくは、豊田市ホームページ 障がい福祉課
「障がいのある人もない人も地域で一緒に暮らすためのガイドブック」をご覧ください。

外国人

豊田市には、2021年1月1日現在、65の国と地域の出身の外国人が暮らしています。日本で暮らす外国人の中には、「言葉の壁」、「心の壁」、「制度の壁」を感じる人もいます。これらの壁をなくすためには、お互いの文化や考え方を知り、相手に意思を伝えようとする気持ちが大切です。

必要な配慮 → やさしい日本語、多言語化、実物や絵・図の活用など



高齢者



加齢により、耳が聞こえにくくなったり、目が見えにくくなったりします。また、認知症の人は、自分の気持ちや考えをうまく伝えたり、状況を判断することが難しくなる場合があります。

必要な配慮 → やさしい日本語、拡大文字、代筆、代読、ゆっくり話すなど

子ども



難しい表現や漢字が分からぬことがあります。

必要な配慮 → やさしい日本語、実物や絵・図の活用など

相互理解と意思疎通に関する条例って
どのような条例？

みんなで意識したい 6つのポイント



1

相互理解の促進は 「お互いを認め合う」こと

誰しも「ちがい」を持っています。
ちがいの特性を知って、
お互いを認め合い、
理解を深めましょう。



3

「手話」は言語です

手話は、日本語などの音声言語とは
異なる独自の文法体系を持ち、手や指、
体の動き、表情などにより表現される
言語です。



5

行動計画をつくるて計画的に 市の取組を実施していきます

条例の内容を実現していくために、
市は「相互理解と意思疎通に関する
行動計画」を定め、計画的に市の取組を
実施していきます。



コラム①

「地域共生社会の実現」

障がい者、外国人、高齢者、子どもなど、このまちで生活する誰もが同じ市民と
して、障がいの特性、言語、文化、年齢などのちがいを認め合い、お互いを尊重
する心を育むことが大切です。

そのために、この条例の理解を深めて、相互理解の促進と意思疎通の円滑化を
図り、ちがいから生じる隔たりを解消していきましょう。

2

意思疎通の円滑化は 「お互いに話し合える」こと

障がいや言葉、文化、年齢などの
ちがいによって相手に思いを伝え
ることが難しい人もいます。その
人に適した意思疎通手段
を利用しましょう。



4

豊田市の全員で 取り組んでいきましょう

この条例は、当事者や支援者のためだけ
の条例ではありません。
豊田市の全員で取り組んでいきましょう。



6

要配慮者等の意見を 聴く機会を確保します

当事者が何に困っているか、
意見を聴いて取組を実施していきます。





じょう れい き ほん り ねん 条例の基本理念



もく ひょう 目標

だれ あん しん じ ぶん い ち いき きょう せい しゃ かい じつ げん
誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現

たが みど あ そ う ご り か い お よ えん かつ い し そ つ う つ う ひ ど り ち い き し か い ひ つ ょう
互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通を通じて一人ひとりが地域社会とつながり、
つぎ てん とよ た し か ん け い わ た し ぜ ん い は ん い つ し ょ ひ つ ょう
次の3点を豊田市に関する私たち全員で、一緒につくっていく必要があります。

あん しん ゆた か な
安心できる豊かな
く 暮らし

かつ やく おも
いつまでも活躍したいと思える
い 生きがい

ささ あ
支え合いの
ち い き 地域

そ う ご し り か い
そく し し ン
**相互理解の
促進**

たが お 互 い の ち が い を 知 っ て
み ど あ 認 み 合 い 、 相 手 の 意 思 を
そ ん ち ょ う 尊 重 し ま し ょ う 。

い し そ つ う
えん かつ か
**意 思 疎 通 の
円 滑 化**

あ い て い し つ た
相 手 に 意 思 を 伝 え る こ と が 可 以 す
ひ と て き し ゅ だ な
よ う に 、 そ の 人 に 適 し た 手 段 を
り よ う 利 用 す る こ と が 重 要 す る
き か い か く ほ か く だ い は か
機 会 の 確 保 と 拡 大 を 図 り ま し ょ う 。

じょう れい き ほん り ねん すい しん

条例の基本理念を推進していくために…

そ う ご し り か い い し そ つ う か ん こ う ど う け い か く も と こ う ど う
「相互理解と意思疎通に関する行動計画」に基づき行動します。

そ う ご し り か い い し そ つ う か ん こ う ど う け い か く も と じ ょ う れ い も と じ ょ う れ い さ だ な い よ う け い か く て き
すい し し け い か く だ れ あ ん し し じ ぶ ん い い じ が い め ざ と よ た し
「相互理解と意思疎通に関する行動計画」とは、条例に基づき、条例で定める内容を計画的に
推進していくための計画です。誰もが安心して自分らしく生きられる社会を目指して、豊田市
に 関 係 す る 私 た ち 全 員 で 取 り 組 ん で い き ま し ょ う 。

じょうれい
条例がでて何をするの?

私たちの役割



豊田市の責務

- 市民と事業者のみなさんと一緒にこの条例に関係する取組を実施します。
- 配慮を必要とする人たちの意見を聴いていきます。

市民の役割

- 配慮を必要とする人たちとも、お互いに意思を伝え合えるよう努力しましょう。

事業者の役割

- 配慮を必要とする人たちとも、お互いに意思を伝え合えるよう努力しましょう。
- 事業を行う時はいろいろな伝え方を意識しましょう。

その人に適した意思疎通手段であいさつしてみましょう！

多様な意思疎通手段の利用拡大

豊田市には、様々な人が住んでいます。目が見えなかったり、耳が聞こえなかったり、外国出身で日本語が分からぬ人もいます。そのような人にもお互いに意思を伝え合える環境をみんなでつくりましょう！

「やさしい日本語」 できることから少しずつやってみよう！

「やさしい日本語」は、「優しい」と「易しい」の両方の意味を持ちます。外国人はもちろん、小さな子どもや高齢者、障がいがある人など、様々な人に伝わるように配慮された意思疎通手段の一つです。

阪神・淡路大震災での経験をもとに、災害発生時にできるだけ早く正しい情報を得られ、適切な行動をとれるように考え出されたもので、最近では生活や観光等の情報提供にも活用されています。

(参考) 愛知県ホームページ 社会活動推進課 多文化共生推進室
「やさしい日本語」の手引き

いろいろな 「こんにちは」

点字

○● ○○ ●○ ○○
●○ ○● ○○ ●● ○○
○○ ●● ○○ ○○ ○○

点字では「こんにちわ」と書きます



スペイン語
オーラ
Hola

英語
ハロー
Hello

フランス語
ボンジュール
Bonjour

中国語
ニーオオ
你好

韓国語
アンニヨンハセヨ
안녕하세요

コラム②

「多様な意思疎通手段」(意思を伝える様々な方法)

条例では、相手に意思を伝える方法を意思疎通手段と定義しています。具体的には、音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳等や実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を図るための手段です。

お互いを理解して、その人に適した意思疎通手段を配慮できるように、取り組んでいきましょう。





ひょう げん そう ご り かい い し そ つ う かん

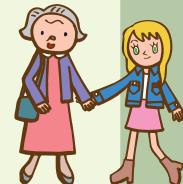
じょう れい

やさしい表現の「相互理解と意思疎通に関する条例」

前文・目的(第1条)

豊田市は、障がいや国籍、年齢などに関係なく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを目指しています。そのためには、お互いを認め合って、話し合うことが重要です。市は、これまで市民・事業者のみなさんと一緒によりよいまちづくりを進めてきました。しかし、障がい、言語、文化、年齢などのちがいから、お互いを認め合い、話し合うことに課題が残されています。特に、手話は言語であるということが広く知られていました。

私たちは、このような考え方を共有して、相互理解と意思疎通に関する取組を進めるため、この条例を制定します。



基本理念(第3条)



- 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組は、相互理解と意思疎通が重要です。
- お互いを認め合って、相手の意思を大切にしましょう。
- いろんな意思疎通手段が利用できるようにしましょう。

役割(第4条～第6条)

市

- 市は、市民・事業者と一緒に、相互理解と意思疎通に関する取組を行います。
- 市は、要配慮者や通訳者たちから意見を聴く機会をつくります。

市民

- 市民のみなさんは、市が進める取組に協力をしましょう。

事業者

- 事業者のみなさんは、市が進める取組に協力をしましょう。
- 事業者のみなさんは、要配慮者が安心して自分らしく暮らせるように、いろんな意思疎通手段が利用できるようにしましょう。



相互理解(第8条) 意思疎通(第9条)

相互理解の促進



- 要配慮者に関する理解を広めます。
- 手話言語の理解を進めます。

意思疎通の円滑化

- いろんな意思疎通手段を学ぶことができる機会をつくるよう取り組みます。
- 手話言語を覚えることができる機会をつくるよう取り組みます。



問い合わせ先 福祉部 障がい福祉課

〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所 東庁舎1階
TEL 0565-34-6751 FAX 0565-33-2940
E-mail : shougai_hu@city.toyota.aichi.jp

